

## ■議案第51号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について

---

### 【要旨】

当施設は、地方自治法第244条の2第3項、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び四万十町昭和ふるさと交流センター等条例第3条の規定に基づき、平成21年4月1日より四万十川三島観光組合が指定管理者として施設の管理・運営を行っていますが、平成24年3月31日に指定期間が終了します。

そのため、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により引き続き四万十川三島観光組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものです。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称      四万十町三島キャンプ場  
施設の所在地      四万十町昭和144番地1

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称      四万十川三島観光組合  
団体の所在地      四万十町昭和甲

#### 3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町三島キャンプ場は、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、設置した施設の一つです。

この施設は、平成21年4月1日より平成24年3月31日まで、「四万十川三島観光組合」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定管理期間中は、施設の効用を最大限発揮し、安定的な収益の確保及び管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定します。